

株 主 各 位

東京都中央区日本橋二丁目16番13号  
株 式 会 社 ミ ク リ ー ド  
代表取締役社長 片 山 礼 子

## 第10回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第10回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会にご出席の株主様は、開催日当日における新型コロナウイルスの流行状況やご自身の体調をお確かめのうえ、マスクの着用等、感染予防にご配慮いただき、ご来場くださいますようお願いいたします。また、本株主総会会場におきまして、感染予防のための措置を講じさせていただき、場合によっては入場をお断りすることもありますので予めご承知おきください。

なお、当日ご欠席の場合は、書面または電磁的方法（インターネット）により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、「議決権行使についてのご案内」（2ページ）をご高覧のうえ、2022年6月20日（月曜日）午後5時までには議決権を行使していただきますようお願い申しあげます。

敬 具

記

- |                 |   |
|-----------------|---|
| 1. 日 時          | 2022年6月21日（火曜日）午後3時   |
| 2. 場 所          | 東京都中央区日本橋茅場町三丁目2番10号<br>鉄鋼会館 7階 704<br>(末尾の会場ご案内図をご参照ください。) |
| 3. 目的事項<br>報告事項 | 第10期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告及び計算書類報告の件                 |
| 決 議 事 項         |   |
| 第1号議案           | 定款一部変更の件  |
| 第2号議案           | 取締役4名選任の件   |
| 第3号議案           | 補欠取締役1名選任の件   |
| 第4号議案           | 補欠監査役1名選任の件   |

以 上

~~~~~  
当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <https://corp.micreed.co.jp/>）に掲載させていただきます。

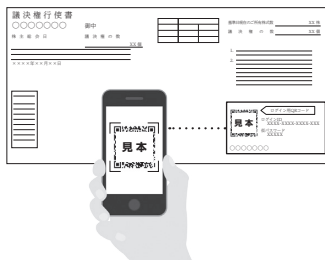


# インターネットによる議決権行使のご案内

## QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

QRコードを用いたログインは1回に限り可能です。

再行使する場合、もしくはQRコードを用いずに議決権を行使する場合は、右の「ログインID・仮パスワードを入力する方法」をご確認ください。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などが不明な場合は、右記にお問い合わせください。

## ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。

「ログインID・仮パスワード」を入力  
「ログイン」をクリック

- 3 新しいパスワードを登録する。

「新しいパスワード」を入力  
「送信」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク  
0120-173-027  
(通話料無料/受付時間 9:00~21:00)

(提供書面)

## 事業報告

(2021年4月1日から  
2022年3月31日まで)

### 1. 会社の現況

#### (1) 当事業年度の事業の状況

##### ① 事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の長期化、ウクライナ情勢に端を発する地政学リスクの高まり、円安の進行等の影響により、先行きが不透明な状況が継続いたしました。

外食業界におきましては、新型コロナウイルスの感染拡大と、それに伴う緊急事態宣言・外出自粛要請・飲食店への休業要請などから、特に8月及び9月において極めて厳しい環境となりました。9月末の緊急事態宣言解除を受け、10月以降は概ね回復傾向ではあったものの、2022年1月からは再び感染拡大局面に入り、まん延防止等重点措置が発出されるなど、総じて厳しい状況が続きました。

このような環境のもと、当社は業務用食材通販のパイオニアとしてお客様の日々の厨房を支えると共に、厳しい環境に立たされている飲食店の皆様のお力になれるよう、食材管理に寄与する小パック商品や、調理の手間を削減する手間なし商品の拡充、緊急事態宣言・まん延防止等重点措置明けには仕入応援キャンペーンを実施するなど、お客様を支える活動を継続してまいりました。

これらの取り組みの結果、10月にはご購入いただいたお客様の店舗数が過去最高となり、11月・12月も過去最高を更新するなど、当社事業のベースとなる顧客基盤の維持・拡大に成功しました。ただし、お客様の月間購入額はコロナ禍前の水準には戻っていないこともあり、売上高の前年同月比は下表のとおりとなりました。

| 売上高<br>前年同月比<br>(%) | 4月    | 5月    | 6月   | 7月   | 8月   | 9月   | 10月   | 11月   | 12月   | 1月    | 2月    | 3月    |
|---------------------|-------|-------|------|------|------|------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
|                     | 196.4 | 113.5 | 90.8 | 91.2 | 72.1 | 69.5 | 103.0 | 118.3 | 137.5 | 152.7 | 100.9 | 117.8 |

以上の結果、当事業年度の売上高は3,029百万円（前事業年度比8.9%増）、営業損失は△59百万円（前事業年度は△127百万円の営業損失）、経常損失は△57百万円（前事業年度は△121百万円の経常損失）、当期純損失は△37百万円（前事業年度は△85百万円の当期純損失）となりました。

なお、当社は業務用食材通販事業の単一セグメントであるためセグメント情報の記載を省略しております。

② 設備投資の状況

当社が当事業年度において実施した設備投資等の総額は37百万円であり、その主なものはサービス拡充のための販売・購買システムとECサイトの改修に関わるものです。

なお、当事業年度において重要な設備の除却、売却等はありません。

また、当社は業務用食材通販事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

## (2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

| 区 分                                   | 第7期<br>(2019年3月期) | 第8期<br>(2020年3月期) | 第9期<br>(2021年3月期) | 第10期<br>(当事業年度)<br>(2022年3月期) |
|---------------------------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------------------|
| 売上高(百万円)                              | 4,061             | 4,073             | 2,782             | 3,029                         |
| 経常利益又は<br>経常損失(△) (百万円)               | 141               | 153               | △121              | △57                           |
| 当期純利益又は<br>当期純損失(△) (百万円)             | 110               | 105               | △85               | △37                           |
| 1株当たり当期純利益<br>又は1株当たり当期純<br>損失(△) (円) | 55.20             | 52.27             | △40.47            | △17.37                        |
| 総資産(百万円)                              | 1,375             | 1,418             | 1,248             | 1,302                         |
| 純資産(百万円)                              | 837               | 975               | 905               | 867                           |
| 1株当たり純資産 (円)                          | 418.88            | 462.54            | 416.18            | 398.76                        |

- (注) 1. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)は、期中平均発行済株式総数により算出しております。
2. 1株当たり純資産は、期末発行済株式総数により算出しております。
3. 当社は、2019年12月3日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っておりますが、第7期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、第7期以降の1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)及び1株当たり純資産を算定しております。

## (3) 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

#### (4) 対処すべき課題

当社の主要顧客である個人経営の居酒屋などを含む外食業界は、嗜好の多様化や若者のアルコール離れ等を要因とした顧客離れや、原材料費の上昇など、厳しい環境が続いておりました。また、2020年度以降は新型コロナウイルスの感染拡大とそれに伴う外出自粛・飲食店への休業要請などにより、危機的状況に瀕している飲食店も少なくありません。

このような環境のもと、当社は年中無休の365日受注・出荷や深夜2時まで電話にてご注文頂ける体制の用意、24時間いつでも簡単に注文できるWEBシステムや簡単調理の食材の提供など、飲食店の利便性向上に資する商品・サービスを提供することで順調に顧客数及び売上高を伸ばしてまいりました。ただし、新型コロナウイルス感染拡大に伴う飲食店の休業・稼働急減を受け、2020年度以降の当社業績は大きく落ち込んでおります。

長期化する新型コロナウイルス感染症の影響や緊迫するウクライナ情勢を背景に、わが国の経済も先行きが不透明な状況が続くものと予想されますが、ワクチン接種の普及や新しい生活様式の浸透などによる変化が進み、経済活動は緩やかな回復基調へ向かうことが期待されます。コロナ禍が終息した先においては、人手不足などに起因する飲食店の手間削減ニーズは高まり続けると予想しており、それに対応する当社ビジネスモデルの強みは効果的に発揮され続けるものと予想しております。なお、当社の現預金残高は事業規模対比で潤沢にあることから、この新型コロナウイルス感染拡大に伴う売上減少を受けても、資金調達の必要性はなく、財務上の課題が発生することは想定しておりません。

当社におきましては、お客様のニーズに可能な限り対応し、継続的に支持いただける基盤を作り上げてまいります。また、アフターコロナに備えるべく、以下の準備を進めてまいります。

##### ① 集客力の向上

当社は既に1万店舗を超える飲食店からご利用いただいておりますが、それでもまだ当社やその商品・サービスをご存じない飲食店も多数存在しております。それらの潜在顧客に対し、WEBサイトを強化し、WEBによる認知度向上を図るほか、提携先の代理店からの紹介なども活用しながら潜在顧客へリーチし、顧客数拡大を図ってまいります。

##### ② 商品・サービスの強化

当社のおいしく便利な商品・サービスを強化するため、今後さらに新商品・サービスの開発を進め、お客様の満足につながるよう努めてまいります。

(5) **主要な事業内容** (2022年3月31日現在)

当社は、「日常生活の笑顔あふれる食事シーンに貢献する」を経営理念として、個人経営の居酒屋をメインとした中小飲食店への業務用食材の通信販売を主な事業としております。

個人経営の居酒屋をはじめとした中小飲食店は、人手が不足する中で仕入・調理・接客・決済など多様な仕事に対応しなければならず、一つ一つの仕事の手間を削減したいというニーズが生じています。

しかし一方で、中小規模であるが故に食品卸売企業の営業担当者が訪問してくれることもなく、仕入に際しては自らスーパーへ買い出しに行かなければならなかったり、セントラルキッチンがあるわけでもないため、下ごしらえから全て自分で調理するしかないなど、むしろ大手に比べて手間が掛かる状況が数多く生じてしております。

当社はこうしたニーズにお応えし、小規模経営や個人経営の飲食店のセントラルキッチンとしてお客様の事業発展に貢献すべく、お客様の手間を削減し、飲食店に関わる皆様に笑顔にする商品・サービスの提供を行っております。なお、当社は業務用食材通販事業の単一セグメントであります。

(6) **主要な営業所及び工場** (2022年3月31日現在)

|   |   |        |
|---|---|--------|
| 本 | 社 | 東京都中央区 |
|---|---|--------|

(7) **使用人の状況** (2022年3月31日現在)

| 事業区分      | 使用人数     | 前事業年度末比増減 |
|-----------|----------|-----------|
| 業務用食材通販事業 | 18 (1) 名 | 1名増 (-)   |
| 合計        | 18 (1)   | 1名増 (-)   |

(注) 使用人数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり臨時雇用者数（人材会社からの派遣社員）は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) **主要な借入先の状況** (2022年3月31日現在)

該当事項はありません。

(9) **その他会社の現況に関する重要な事項**

該当事項はありません。



## 2. 株式の状況 (2022年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 8,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 2,176,000株
- (3) 株主数 1,099名
- (4) 大株主

| 株 主 名                   | 持 株 数     | 持 株 比 率 |
|-------------------------|-----------|---------|
| 株式会社 S K Yグループホールディングス  | 520,200 株 | 23.91%  |
| 国 分 グ ル ー プ 本 社 株 式 会 社 | 397,800   | 18.28   |
| 株 式 会 社 ト ー ホ ー         | 200,000   | 9.19    |
| 片 山 礼 子                 | 75,000    | 3.45    |
| 株 式 会 社 S B I 証 券       | 57,835    | 2.66    |
| 楽 天 証 券 株 式 会 社         | 49,700    | 2.28    |
| 石 井 文 範                 | 40,000    | 1.84    |
| 松 岡 勉                   | 34,684    | 1.59    |
| 上 野 正 人                 | 24,000    | 1.10    |
| 後 和 信 英                 | 23,700    | 1.09    |

- (注) 1. 持株比率は、自己株式 (32株) を控除して計算しております。  
2. 新株予約権の権利行使により、発行済株式の総数は1,200株増加しております。

### 3. 新株予約権等の状況

#### (1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

|                                               |                     | 第 3 回 新 株 予 約 権                           |
|-----------------------------------------------|---------------------|-------------------------------------------|
| 発 行 決 議 日                                     |                     | 2018年12月20日                               |
| 新 株 予 約 権 の 数                                 |                     | 115個                                      |
| 新 株 予 約 権 の 目 的 と な る 新 株 式 の 種 類 と 数         |                     | 普通株式 23,000株<br>(新株予約権 1 個につき 200株)       |
| 新 株 予 約 権 の 払 込 金 額                           |                     | 新株予約権と引換えに払い込みは要しない                       |
| 新 株 予 約 権 の 行 使 に 際 し て 新 出 資 さ れ る 財 産 の 価 額 |                     | 新株予約権 1 個当たり 73,200円<br>(1 株当たり 366円)     |
| 権 利 行 使 期 間                                   |                     | 2020年12月21日から<br>2028年12月20日まで            |
| 行 使 の 条 件                                     |                     | (注) 1、2、3                                 |
| 役 員 状 況 の 保 有 状 況                             | 取 締 役<br>(社外取締役を除く) | 新株予約権の数 一個<br>目的となる株式数 一株<br>保有者数 一名      |
|                                               | 社 外 取 締 役           | 新株予約権の数 15個<br>目的となる株式数 3,000株<br>保有者数 1名 |
|                                               | 監 査 役               | 新株予約権の数 一個<br>目的となる株式数 一株<br>保有者数 一名      |

- (注) 1. 新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役、従業員の地位を有していなければならない。ただし、取締役会が正当な理由であると認めた場合は、この限りではない。
2. 当社の普通株式が、いずれかの金融商品取引所に上場されていること。
3. 上記以外の新株予約権の行使の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する新株予約権割当契約書に定めるものとする。

#### (2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

## 4. 会社役員 の 状況

### (1) 取締役及び監査役の状況 (2022年3月31日現在)

| 会社における地位      | 氏 名     | 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況                   |
|---------------|---------|-------------------------------------------|
| 代 表 取 締 役 社 長 | 片 山 礼 子 |                                           |
| 取 締 役         | 長 島 忠 則 | 事業部門担当                                    |
| 取 締 役         | 松 森 美 雪 | 商品開発部門担当                                  |
| 取 締 役         | 西 谷 浩 司 | 湯快リゾート株式会社代表取締役社長<br>株式会社H&Hホールディングス社外取締役 |
| 常 勤 監 査 役     | 浅 井 成 朗 |                                           |
| 監 査 役         | 藤 田 浩 司 | 光和総合法律事務所パートナー弁護士<br>東亜道路工業株式会社社外監査役      |
| 監 査 役         | 引 間 多 美 | 引間司法書士事務所所長<br>株式会社トレードワークス社外取締役          |

- (注) 1. 取締役西谷浩司氏は、社外取締役であります。
2. 監査役浅井成朗、藤田浩司及び引間多美の3氏は、社外監査役であります。
3. 常勤監査役浅井成朗氏は、公認会計士として財務及び会計に関する豊富な知識や経験を有しております。
4. 取締役松森美雪氏は2021年6月22日開催の第9回定時株主総会において選任され、就任いたしました。
5. 2021年6月22日開催の第9回定時株主総会終結の時をもって、福永敦氏は社外監査役を辞任いたしました。
6. 当社は、社外取締役及び社外監査役の全員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

### (2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び社外監査役の全員は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額としております。

**(3) 補償契約の内容の概要等**

該当事項はありません。

**(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等**

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社の役員、部長及び退任役員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により、被保険者の損害賠償請求費用等の損害が填補されることとなります。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、被保険者本人が不正行為等を行った場合には補填の対象としないこととしております。

**(5) 取締役及び監査役の報酬等**

① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年6月22日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることを確認し、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

a.基本報酬に関する方針

株主総会で決議された報酬総額の範囲において、各取締役の個別の役員報酬は「代表取締役に一任」して決定される。

b.報酬等の決定の委任に関する事項

取締役会は、代表取締役社長片山礼子氏に対し各取締役の個別の役員報酬の決定を委任しております。委任した理由は、各取締役の担当職務、会社業績、貢献度等を総合的に勘案して評価を行うには、それらを最も良く把握している代表取締役社長が適していると判断したためであります。

c.上記のほか報酬等の決定に関する事項

該当事項はありません。

② 当事業年度に係る報酬等の総額

| 区 分                | 員 数       | 報 酬 等 の 額    |
|--------------------|-----------|--------------|
| 取 締 役<br>(うち社外取締役) | 5名<br>(1) | 47百万円<br>(6) |
| 監 査 役<br>(うち社外監査役) | 4<br>(4)  | 12<br>(12)   |
| 合 計<br>(うち社外役員)    | 9<br>(5)  | 60<br>(18)   |

- (注) 1. 上表には、2021年6月22日開催の第9回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名及び社外監査役1名を含んでおります。
2. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 取締役の報酬限度額は、2019年6月21日開催の第7回定時株主総会において、年額500百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は4名です。
4. 監査役の報酬限度額は、2017年6月22日開催の第5回定時株主総会において、年額100百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は3名です。

③ 当事業年度に支払った役員退職慰労金

該当事項はありません。

④ 社外役員が親会社等又は親会社等の子会社等から受けた役員報酬等の総額

該当事項はありません。

(6) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役西谷浩司氏は、湯快リゾート株式会社の代表取締役社長及び株式会社H & Hホールディングス社外取締役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・監査役藤田浩司氏は、光和総合法律事務所パートナー弁護士及び東亜道路工業株式会社の社外監査役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・監査役引間多美氏は、引間司法書士事務所所長及び株式会社トレードワークスの社外取締役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

|             | 出席状況及び発言状況及び<br>社外取締役期待される役割に関して行った職務の概要                                                                                                                                               |
|-------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取締役 西 谷 浩 司 | 当事業年度に開催された取締役会14回のうち14回に出席いたしました。出席した取締役会において、会社経営者としての豊富な経験と幅広い見識から、有用な意見・提言を多数行っております。また、当社が行っている通信販売事業についての知見に基づき、当社の経営に公正かつ中立的立場から監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。 |
| 監査役 福 永 敦   | 2021年6月22日辞任までの当事業年度に開催された取締役会4回のうち4回、監査役会4回のうち4回に出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、主に財務・会計等に関し、公認会計士としての専門的見地から適宜発言を行っております。                                                                |
| 監査役 浅 井 成 朗 | 当事業年度に開催された取締役会14回のうち14回、監査役会15回のうち15回に出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、主に財務・会計等に関し、公認会計士としての専門的見地から適宜発言を行っております。                                                                           |
| 監査役 藤 田 浩 司 | 当事業年度に開催された取締役会14回のうち14回、監査役会15回のうち15回に出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、主に法令遵守等に関し、弁護士としての専門的見地から適宜発言を行っております。                                                                              |
| 監査役 引 間 多 美 | 当事業年度に開催された取締役会14回のうち14回、監査役会15回のうち15回に出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、主に法定手続き等に関し、司法書士としての専門的見地から適宜発言を行っております。                                                                            |

## 5. 会計監査人の状況

(1) 名称 太陽有限責任監査法人

### (2) 報酬等の額

|                                | 報酬等の額 |
|--------------------------------|-------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額            | 10百万円 |
| 当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 10    |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

### (3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

### (4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

### (5) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

## 6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

### (1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - (イ) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合すること並びに業務の適正を確保するため「コンプライアンス規程」を定める。
  - (ロ) 代表取締役社長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス経営を基本方針とし、法令違反行為の是正と撲滅に努める。
  - (ハ) 取締役及び使用人は、法令、規則、諸規程を遵守し、業務の遂行に関しては、コンプライアンスを最優先する。
  - (ニ) 取締役及び使用人が直接報告・相談できる社内外の内部公益通報窓口を設置し、企業活動上の不適切な問題を早期に発見・改善し、再発防止を図る。なお、当社は「内部公益通報制度規則」において、内部公益通報窓口へ報告・相談を行ったことを理由として不利な取扱いをすることを禁止することにより、報告・相談を行った者が不利な取扱いを受けないことを確保する。
  - (ホ) 内部監査担当チームは、法令及び定款の遵守体制の有効性について監査を行い、監査結果を代表取締役社長に報告する。また、当該監査結果を監査役に提供することにより、監査役と連携を図る。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
  - (イ) 「取締役会規程」「文書管理規程」「稟議規程」等の社内規則に基づき、社内情報の保管・管理を行う。
  - (ロ) 「個人情報管理規程」「社内情報管理規程」等の社内規則に基づき、安全に情報が管理される体制を構築する。
  - (ハ) 取締役及び監査役は常時これらの文書を閲覧できるものとする。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - (イ) 全社のリスク管理に関する統括責任者として管理部門の担当取締役を任命し、各部門担当取締役と共にリスク管理体制の整備に努める。
  - (ロ) 不測の事態が発生した場合には、速やかにコンプライアンス委員会を招集し、迅速かつ適切な対応を行い、損失・被害を最小限にとどめると共に、再発防止策を講じる。
  - (ハ) 内部監査担当チームは、リスク管理体制の有効性について監査を行う。



- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- (イ) 「取締役会規程」を定め、取締役会の決議事項および報告事項を明確にするとともに、「職務権限規程」「稟議規程」等の機関決定に関する規程を定め、決裁権限を明確にする。
  - (ロ) 業務執行の監督機能を強化し、経営の客観性を向上させるため、取締役会に独立した立場の社外取締役を含める。
  - (ハ) 「業務分掌規程」「稟議規程」等を定め、業務遂行に必要な職務の範囲及び権限と責任を明確にする。
- ⑤ 当社における業務の適正を確保するための体制
- (イ) コンプライアンス委員会を設置し、代表取締役社長をコンプライアンス委員長とする。また、委員長の指名によりコンプライアンス担当役員を定め、コンプライアンス体制の確立・強化を推進する。
  - (ロ) 取締役・使用人からの報告・相談を受け付ける内部公益通報窓口を設置し、企業活動上の不適切な問題を早期に発見・改善し、再発防止を図る。
  - (ハ) 反社会的勢力排除に向け、「反社会的勢力対応規程」等において、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関わりを持たない方針を明示するとともに、不当要求などを受けた場合は、管理部を対応窓口として、警察等の外部専門機関と連携し、毅然とした態度で臨み、断固として拒否する。
- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- (イ) 監査役会がその職務を補助する使用人を求めた場合、監査役会と協議の上、適任と認められる使用人を配置する。
- ⑦ 上記⑥の使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項
- (イ) 当該使用人への指揮・命令は監査役会が行うことにより、指示の実効性を確保するものとし、その人事異動・人事評価等は監査役会の同意を得る。
- ⑧ 監査役への報告に関する体制
- (イ) 取締役及び使用人は、監査役に対して、次の事項を報告する。
    - ・当社に関する経営・財務・事業遂行上の重要事項
    - ・コンプライアンス体制に関する事項および社内公益通報窓口利用状況
    - ・内部統制システムの整備状況
    - ・会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項

- ・法令・定款違反事項
  - ・内部監査担当チームによる監査結果
  - ・その他監査役がその職務遂行上報告を受ける必要があると判断した事項
- ⑨ 上記⑧の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- (イ) 監査役に報告・相談を行ったことを理由として不利な取扱いをすることを禁止することにより、報告・相談を行った者が不利な取扱いを受けないことを確保する。
- ⑩ 監査役職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- (イ) 監査役会は、毎年、監査役職務に関する予算を会社へ請求できるものとし、また、予算が不足する場合には追加での費用を請求できるものとする。
- (ロ) 当社は、明らかに職務に関係ないと認められるものが含まれる場合等拒否事由がある場合を除き、これに応じなければならない。
- ⑪ その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制
- (イ) 監査役が必要と認めた場合、当社の取締役および使用人にヒアリングを実施する機会を設ける。また、監査役は、会計監査人等との定期的な会合を設け連携を図る。

## (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、上記に掲げた内部統制システムの整備をしておりますが、その基本方針に基づき、以下の具体的な取り組みを行っております。

- ① 当社は、当社における業務の適正を確保するために「内部統制システムに関わる基本方針」を定めるとともに、当該基本方針を、社内外の環境変化等の必要性に応じて見直しております。
- ② 当社は取締役会を年14回開催しました。また、毎月3回の経営会議を開催しております。取締役会および経営会議においては、当社における重要な意思決定を行うとともに、役職員の職務の執行状況の確認・監督指導等の役割機能を適切に果たしています。
- ③ 当社は全役職員へインサイダー取引防止研修を実施するなど、コンプライアンス遵守の周知徹底を図っております。
- ④ 当社は、規程遵守の実態確認と内部統制機能が有効に機能していることを確認するために、内部監査担当チームを設置し、内部監査担当者が内部監査を実施しております。内部監査担当者は、監査役および会計監査人とも連携し、監査の実効性を確保しております。
- ⑤ 監査役および監査役会の体制整備や連携については、取締役および部長との面談や、管理部門との連携において、充実が継続的に図られています。

## 7. 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

# 貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 科 目       | 金 額   | 科 目      | 金 額   |
|-----------|-------|----------|-------|
| (資産の部)    |       | (負債の部)   |       |
| 流動資産      | 1,074 | 流動負債     | 418   |
| 現金及び預金    | 499   | 買掛金      | 329   |
| 売掛金       | 403   | リース債務    | 0     |
| 商品及び製品    | 152   | 未払金      | 82    |
| 原材料及び貯蔵品  | 1     | 未払費用     | 1     |
| 前払費用      | 5     | 未払法人税等   | 0     |
| 未収入金      | 6     | 預り金      | 2     |
| 未収消費税等    | 6     | その他      | 1     |
| 未収還付法人税等  | 0     | 固定負債     | 16    |
| その他       | 0     | 退職給付引当金  | 14    |
| 貸倒引当金     | △1    | その他      | 1     |
| 固定資産      | 228   | 負債合計     | 435   |
| 有形固定資産    | 12    | (純資産の部)  |       |
| 建物        | 2     | 株主資本     | 867   |
| 工具、器具及び備品 | 9     | 資本金      | 89    |
| リース資産     | 0     | 資本剰余金    | 436   |
| 無形固定資産    | 134   | 資本準備金    | 436   |
| ソフトウェア    | 134   | 利益剰余金    | 341   |
| 投資その他の資産  | 81    | 利益準備金    | 2     |
| 破産更生債権    | 0     | その他利益剰余金 | 338   |
| 繰延税金資産    | 35    | 繰越利益剰余金  | 338   |
| その他       | 45    | 自己株式     | △0    |
| 貸倒引当金     | △0    | 純資産合計    | 867   |
| 資産合計      | 1,302 | 負債純資産合計  | 1,302 |

(注) 金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 損 益 計 算 書

(2021年4月1日から)  
(2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

| 科 目          | 金 額   |
|--------------|-------|
| 売上高          | 3,029 |
| 売上原価         | 2,012 |
| 売上総利益        | 1,017 |
| 販売費及び一般管理費   | 1,076 |
| 営業損失         | △59   |
| 営業外収益        |       |
| 受取利息         | 0     |
| 償却債権取立益      | 0     |
| 情報提供料        | 0     |
| その他          | 0     |
| 経常損失         | △57   |
| 税引前当期純損失     | △57   |
| 法人税、住民税及び事業税 | 0     |
| 法人税等調整額      | △19   |
| 当期純損失        | △37   |

(注) 金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から)  
(2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

|         | 株 主 資 本 |           |                  |                  |            |                             |                  |      |            |           |
|---------|---------|-----------|------------------|------------------|------------|-----------------------------|------------------|------|------------|-----------|
|         | 資本金     | 資 本 剰 余 金 |                  |                  | 利 益 剰 余 金  |                             |                  | 自己株式 | 株主資本<br>合計 | 純資産<br>合計 |
|         |         | 資本<br>準備金 | その他<br>資本<br>剰余金 | 資 本<br>剰余金<br>合計 | 利 益<br>準備金 | その他利<br>益剰余金<br>繰越利益<br>剰余金 | 利 益<br>剰余金<br>合計 |      |            |           |
| 当期首残高   | 89      | 435       | -                | 435              | 2          | 376                         | 379              | -    | 905        | 905       |
| 当期変動額   |         |           |                  |                  |            |                             |                  |      |            |           |
| 新株の発行   | 0       | 0         | -                | 0                | -          | -                           | -                | -    | 0          | 0         |
| 剰余金の配当  | -       | -         | -                | -                | -          | -                           | -                | -    | -          | -         |
| 当期純損失   | -       | -         | -                | -                | -          | △37                         | △37              | -    | △37        | △37       |
| 自己株式の取得 | -       | -         | -                | -                | -          | -                           | -                | △0   | △0         | △0        |
| 当期変動額合計 | 0       | 0         | -                | 0                | -          | △37                         | △37              | △0   | △37        | △37       |
| 当期末残高   | 89      | 436       | -                | 436              | 2          | 338                         | 341              | △0   | 867        | 867       |

(注) 金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

- ① 商品 移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）
- ② 貯蔵品 最終仕入原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 3年～15年

工具、器具及び備品 3年～20年

##### ② 無形固定資産（リース資産を除く）

- ・ 自社利用のソフトウェア 社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

##### ③ リース資産

- ・ 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

#### (3) 引当金の計上基準

##### ① 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

##### ② 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

##### ③ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。退職給付引当金及び退職給付費用の計算にあたり、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社は、主に中小飲食店向けに業務用食材等の通信販売を行っております。このような商品及び製品の販売については、顧客との契約に基づき約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で履行義務が充足されると判断していることから、当該時点において顧客との契約に基づき約束した財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。なお、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取扱いを適用し、商品又は製品の国内の販売において、出荷時から当該商品又は製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

(5) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 会計方針の変更に関する注記

(1) 収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

なお、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取扱いを適用し、商品又は製品の国内の販売において、出荷時から当該商品又は製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、当事業年度の損益に与える影響はありません。また、利益剰余金の当期首残高への影響もありません。

(2) 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44－2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。これによる計算書類への影響はありません。



### 3. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

#### (1) 固定資産の減損損失の認識の判定

##### ① 当事業年度の計算書類に計上した金額

有形固定資産 12百万円

無形固定資産 134百万円

##### ② 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

新型コロナウイルスの感染拡大と、それに伴う緊急事態宣言・外出自粛要請・飲食店への休業要請などから、当事業年度は極めて厳しい環境となりました。足元ではまん延防止等重点措置などの規制は解除されているものの、いまだ新型コロナウイルスの新規感染者数は高止まりが続いており、消費者心理に少なからず影響を与えている状況です。当社においては、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置などの規制は発令されないものの新規感染者数の高止まりが続いている足元の状況が翌事業年度中は継続し、翌々事業年度以降は回復するものと仮定し、減損損失の認識の判定を行っております。なお、新型コロナウイルス感染症による社会・経済への影響が長期間にわたる場合には、減損損失が発生する可能性があります。

#### (2) 繰延税金資産の回収可能性

##### ① 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産 35百万円

##### ② 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

繰延税金資産の回収可能性については、「(1) 固定資産の減損損失の認識の判定」の記載と同様の仮定を前提として判定を行っております。なお、新型コロナウイルス感染症による社会・経済への影響が長期間にわたる場合には、繰延税金資産を取り崩す可能性があります。

### 4. 貸借対照表に関する注記

#### (1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

該当事項はありません。

#### (2) 有形固定資産の減価償却累計額

56百万円

#### (3) 保証債務

該当事項はありません。

#### (4) 受取手形割引高

該当事項はありません。

#### (5) 関係会社に対する金銭債権、債務

該当事項はありません。

## 5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高はありません。

## 6. 株主資本等変動計算書に関する注記

- |                                                              |            |
|--------------------------------------------------------------|------------|
| (1) 当事業年度の末日における発行済株式の種類及び総数                                 |            |
| 普通株式                                                         | 2,176,000株 |
| (2) 当事業年度の末日における自己株式の種類及び数                                   |            |
| 普通株式                                                         | 32株        |
| (3) 剰余金の配当に関する事項                                             |            |
| ① 配当金支払額等                                                    |            |
| 該当事項はありません。                                                  |            |
| ② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度になるもの                     |            |
| 該当事項はありません。                                                  |            |
| (4) 当事業年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数 |            |
| 普通株式                                                         | 34,000株    |

## 7. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

#### ① 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については安全性、流動性及び収益性を考慮した運用を行っております。当社は現状、運転資金及び投資資金については自己資金で全てまかなえており、基本的には外部調達は不要の状況にありますが、大型投資等の特別な資金需要が発生した場合は、必要に応じて外部調達をする備えをしております。

#### ② 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金、未払金はそのほとんどが2ヶ月以内の支払期日であります。

#### ③ 金融商品に係るリスク管理体制

営業債権については、与信管理規程に基づき、インフラ管理部が取引先ごとに期日及び残高を管理し、回収遅延が発生した場合には速やかに出荷停止措置を掛けるとともに、債権回収活動を行っております。

#### ④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

### (2) 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日における貸借対照表において金融商品として、現金及び預金・売掛金・買掛金・未払金等を計上しております。いずれも短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

## 8. 賃貸等不動産に関する注記

該当事項はありません。

## 9. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

|           |  |       |
|-----------|--|-------|
| 繰延税金資産    |  |       |
| 減価償却費     |  | 0百万円  |
| 退職給付引当金   |  | 5百万円  |
| 資産除去債務    |  | 0百万円  |
| 繰越欠損金     |  | 30百万円 |
| 繰延税金資産合計  |  | 36百万円 |
| 繰延税金負債    |  |       |
| 除去費用資産    |  | △0百万円 |
| 繰延税金負債合計  |  | △0百万円 |
| 繰延税金資産の純額 |  | 35百万円 |

## 10. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 親会社及び法人主要株主等

| 種類   | 会社等の名称       | 議決権等の所有<br>(被所有) 割合      | 関連当事者との関係 | 取引内容         | 取引金額<br>(百万円) | 科目  | 期末残高<br>(百万円) |
|------|--------------|--------------------------|-----------|--------------|---------------|-----|---------------|
| 主要株主 | 国分グループ本社株式会社 | 被所有<br>直接 18.3%<br>間接 -% | 商品の仕入     | 商品の仕入<br>(注) | 880           | 買掛金 | 169           |

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 商品の購入については、市場の実勢価格を勘案して発注先及び価格を決定しております。

(2) 兄弟会社等

| 種類               | 会社等の名称   | 議決権等の所有<br>(被所有) 割合 | 関連当事者との関係 | 取引内容         | 取引金額<br>(百万円) | 科目  | 期末残高<br>(百万円) |
|------------------|----------|---------------------|-----------|--------------|---------------|-----|---------------|
| その他の関係<br>会社の子会社 | 株式会社カクヤス | 被所有<br>直接 -%        | 商品の販売     | 商品の販売<br>(注) | 336           | 売掛金 | 34            |

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 商品の販売については、市場実勢を勘案して当社が希望条件を提示し、交渉の上で決定しております。

## 11. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社は業務用食材通販事業の単一セグメントであり、顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、以下のとおりであります。

|               | 報告セグメント   |
|---------------|-----------|
|               | 業務用食材通販事業 |
| 商品の販売         | 3,029百万円  |
| 顧客との契約から生じる収益 | 3,029百万円  |
| その他の収益        | 一百万円      |
| 外部顧客への売上高     | 3,029百万円  |

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「(4) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。なお、当社の取引に関する支払条件は、通常短期のうちに支払期日が到来し、契約に重要な金融要素は含まれておりません。

(3) 当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

- ① 契約資産及び契約負債の残高等  
該当事項はありません。
- ② 残存履行義務に配分した取引価格  
該当事項はありません。

## 12. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 398円76銭
- (2) 1株当たり当期純損失 △17円37銭

## 13. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

## 14. 連結配当規制適用会社に関する注記

該当事項はありません。

## 15. その他の注記

該当事項はありません。

## 独立監査人の監査報告書

2022年5月13日

株式会社ミクリード  
取締役会 御中

### 太陽有限責任監査法人 東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 秋田 秀樹 ㊞  
業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 高橋 康之 ㊞  
業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ミクリードの2021年4月1日から2022年3月31日までの第10期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第10期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査規程に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査担当チームその他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。
  - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。



## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月18日

株 式 会 社 ミ ク リ ー ド      監 査 役 会  
常勤監査役（社外監査役） 浅 井 成 朗 ㊟  
社 外 監 査 役 藤 田 浩 司 ㊟  
社 外 監 査 役 引 間 多 美 ㊟

以 上

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 定款一部変更の件

#### 1. 提案の理由

- (1) 「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」(令和3年法律第70号)の施行に伴い、上場会社においては、定款に定めることにより一定の条件のもとで、場所の定めのない株主総会(いわゆるバーチャルオンリー株主総会)の開催が可能となりました。

当社は、居住地にかかわらず多くの株主の皆様が出席しやすくなることで、株主総会の活性化・効率化・円滑化を図り、また、各種の感染症や大規模自然災害発生時等のリスクを低減するため、場所の定めのない株主総会を開催できるよう、変更案第13条第2項を新設するものであります。

なお、本変更案第13条第2項の効力発生は、経済産業大臣及び法務大臣の確認を条件とするものいたします。

- (2) 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、次のとおり定款を変更するものであります。

- ①株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられることから、変更案第15条(電子提供措置等)第1項を新設するものであります。
- ②株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第15条(電子提供措置等)第2項を新設するものであります。
- ③株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
- ④上記の新設及び削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものいたします。

## 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                        | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(招集)<br/>第13条 当社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は、随時必要に応じて招集する。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>                                                           | <p>(招集)<br/>第13条 当社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は、随時必要に応じて招集する。</p> <p>2 当社は、株主総会を場所の定めのない株主総会とすることができる。</p>                                                                                                                                                                                                |
| <p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u><br/>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> | <p style="text-align: center;">(削 除)</p>                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| <p style="text-align: center;">(新 設)</p>                                                                                                                                       | <p><u>(電子提供措置等)</u><br/>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。</p> <p>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。</p>                                                                                                                                  |
| <p style="text-align: center;">附則</p>                                                                                                                                          | <p style="text-align: center;">附則</p>                                                                                                                                                                                                                                                                               |
| <p style="text-align: center;">(新 設)</p>                                                                                                                                       | <p><u>(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)</u><br/>第51条 定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除及び定款第15条（電子提供措置等）の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、2022年9月1日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）は、なお効力を有する。</p> <p>3 本条の規定は、2022年9月1日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p> |

## 第2号議案 取締役4名選任の件

取締役全員（4名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役4名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者<br>番号 | 氏名<br>(生年月日)          | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                     | 所有する<br>当社の株式数 |
|-----------|-----------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 1         | 片山 礼子<br>(1965年3月17日) | 1988年4月 日興証券株式会社（現 SMBC日興証券株式会社）入社<br>1992年12月 株式会社ミスミ（現 株式会社ミスミグループ本社）入社<br>2003年9月 同社フード事業部長<br>2007年10月 株式会社カクヤス（現 株式会社カクヤスグループ）執行役員<br>2012年11月 当社代表取締役社長（現任）<br>2021年12月 バルミューダ株式会社社外取締役（現任） | 75,000株        |
| 2         | 長島 忠則<br>(1977年4月6日)  | 2000年4月 株式会社ミスミ（現 株式会社ミスミグループ本社）入社<br>2007年10月 株式会社カクヤス（現 株式会社カクヤスグループ）入社<br>2010年8月 アスクル株式会社入社<br>2017年3月 当社インフラ管理部長<br>2019年6月 当社取締役（現任）                                                        | 5,000株         |
| 3         | 松森 美雪<br>(1977年2月12日) | 2003年10月 株式会社ミスミ（現 株式会社ミスミグループ本社）入社<br>2013年11月 同社モジュール事業部副事業部長<br>2020年11月 当社商品開発部長<br>2021年6月 当社取締役（現任）                                                                                         | 100株           |

| 候補者<br>番号 | 氏名<br>(生年月日)         | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                      | 所有する<br>当社の株式数 |
|-----------|----------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 4         | 西谷浩司<br>(1964年6月13日) | 1990年4月 マッキンゼー・アンド・カンパニー・インク・ジャパン入社<br>2002年10月 株式会社ミスミ(現 株式会社ミスミグループ本社) 執行役員<br>2003年6月 同社取締役<br>2009年6月 株式会社本間ゴルフ取締役<br>2010年4月 同社代表取締役<br>2016年4月 アント・キャピタル・パートナーズ株式会社エグゼクティブパートナー<br>2017年6月 当社社外取締役(現任)<br>2018年12月 株式会社H&Hホールディングス社外取締役(現任)<br>2019年6月 湯快リゾート株式会社代表取締役社長(現任) | -株             |

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 西谷浩司氏は、社外取締役候補者であります。
3. 西谷浩司氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏からは、会社経営者としての豊富な経験と幅広い見識に加え、当社が行っている通信販売事業についての知見に基づき、当社の経営に公正かつ中立的な立場から有用な意見・提言を多数頂いており、今後も継続して有用な意見を頂きながら、適切に牽制機能も果たして頂くことを期待したためであります。なお、西谷浩司氏は当社の新株予約権を3,000株分保有しておりますが、それ以外に当社との間に、人的、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。
4. 西谷浩司氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって5年となります。
5. 当社は、西谷浩司氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額としており、西谷浩司氏の再任が承認された場合は、同氏との間で当該契約を継続する予定であります。
6. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役を含む被保険者の損害賠償請求費用等の損害を当該保険契約によって填補することとしております(ただし、被保険者本人が不正行為等を行った場合を除く)。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
7. 当社は、西谷浩司氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。同氏が再任された場合は、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。

### 第3号議案 補欠取締役1名選任の件

法令に定める社外取締役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の取締役1名の選任をお願いするものであります。

補欠の取締役候補者は、次のとおりであります。

| 氏名<br>(生年月日)         | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                            | 所有する<br>当社の株式数 |
|----------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 井筒廣之<br>(1961年8月16日) | 1984年4月 住友金属鉱山株式会社入社<br>1991年12月 キンコーズ・ジャパン株式会社取締役<br>2006年6月 株式会社ミスミグループ本社取締役・CFO<br>2011年5月 ライトマネジメントジャパン株式会社代表取締役社長<br>2013年8月 マンパワーグループ株式会社代表取締役社長<br>2017年4月 株式会社高松コンストラクショングループ常務執行役員<br>2020年4月 株式会社トライト取締役会長（現任） | 一株             |

- (注) 1. 本候補者は、補欠の社外取締役候補者であります。
2. 本候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 井筒廣之氏を補欠の社外取締役候補者とした理由は、同氏は経営者としての豊富な経験と高い見識を有しており、当社との間に特別な利害関係のない独立した立場から忌憚のない助言を頂くことを期待したためであります。
4. 当社は、社外取締役との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額としており、井筒廣之氏が取締役に就任した場合には、同氏との間で当該契約を締結する予定であります。
5. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者の損害賠償請求費用等の損害を当該保険契約によって填補することとしております（ただし、被保険者本人が不正行為等を行った場合を除く）。井筒廣之氏が取締役に就任した場合、同氏は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

#### 第4号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠の監査役候補者は、次のとおりであります。

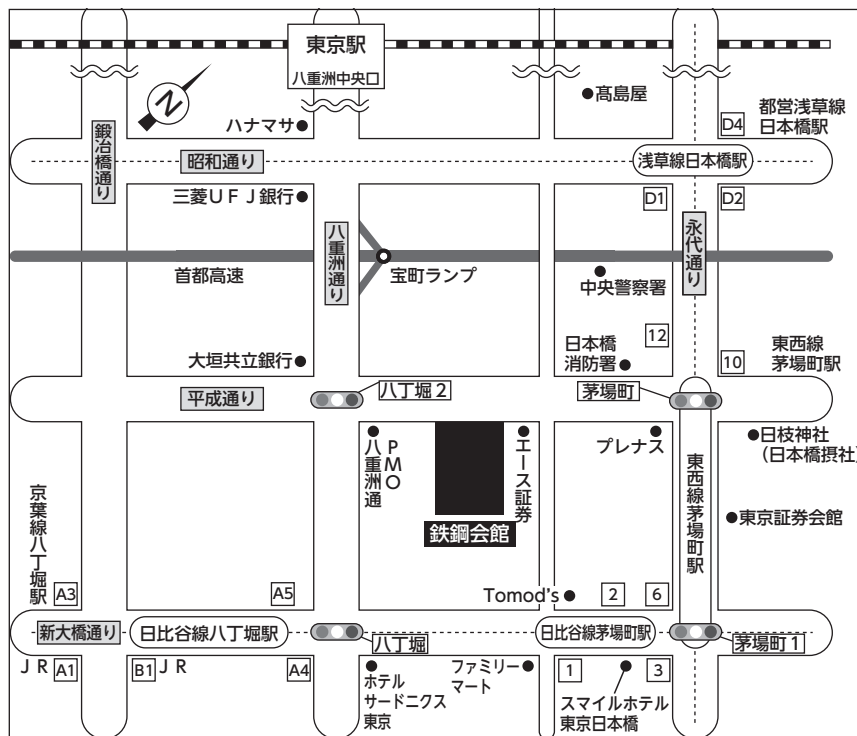
| 氏名<br>(生年月日)       | 略歴、当社における地位<br>(重要な兼職の状況)                                                                                    | 所有する<br>当社の株式数 |
|--------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 福永敦<br>(1961年3月9日) | 1992年10月 監査法人朝日新和会計社(現 有限責任 あずさ<br>監査法人) 入所<br>1998年 4月 公認会計士登録<br>2018年 6月 有限責任 あずさ監査法人退所<br>2020年 6月 当社監査役 | 一株             |

- (注) 1. 本候補者は、補欠の社外監査役候補者であります。
2. 本候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 福永敦氏は公認会計士として財務・会計に関する適切な知見を有しており、2020年6月から2021年6月までの1年間は当社の社外監査役として、当社との間に特別な利害関係のない独立した立場から忌憚のない質問や意見をいただいております。上記の理由により、社外監査役として当社の監査体制の充実に貢献いただけると判断し、補欠の社外監査役候補者に指名いたしました。
4. 当社は、各監査役との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額としており、福永敦氏が監査役に就任した場合には、同氏との間で当該契約を締結する予定であります。
5. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者の損害賠償請求費用等の損害を当該保険契約によって填補することとしております(ただし、被保険者本人が不正行為等を行った場合を除く)。福永敦氏が監査役に就任した場合、同氏は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

以上

# 株主総会会場ご案内図

会場：東京都中央区日本橋茅場町三丁目2番10号 鉄鋼会館7階 704  
 TEL 0120-40-4865（携帯電話からは03-3669-4855）



●の表示は、目印となる建物や店舗を表しています。

□の表示は、地下鉄等の出口及び出口番号を表しています。

交通 東京メトロ東西線茅場町駅 12番出口より 徒歩約5分  
 東京メトロ日比谷線茅場町駅 1番出口より 徒歩約5分

**UD FONT**

見やすいユニバーサルデザイン  
 フォントを採用しています。